

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
ガソリンエンジン油		G Q - K 0 0 0 0 3 2 N	
		作 成	平成 4 年 6 月 1 7 日
		変 更	令和 7 年 8 月 5 日
		作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品のガソリンエンジン油について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

種類		物品番号	摘要
A P I サービス分類	S A E 粘度分類		
S N 級以上	0 W - 2 0	9 1 5 0 - 2 8 9 - 4 6 8 2 - 5	調達品目表 1 に よる。
	5 W - 3 0	9 1 5 0 - 1 6 2 - 2 1 1 3 - 5	調達品目表 2 に よる。

1.4 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び表1の種類による。

例 ガソリンエンジン油，S N 級以上，5 W - 3 0

1.5 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

J I S Z 7 2 5 3

G H S に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル，
作業場内の表示及び安全データシート（S D S）

N D S Z 0 0 0 1

包装の総則

A P I

American Petroleum Institute

S A E

Society of Automotive Engineers

b) 仕様書

c) **法令等**

消防法（昭和23年法律第186号）

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

2 一般的事項

一般的事項は、次による。

- a) このエンジン油は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、製造者の工場で封入又は出荷検査された製品で努めて新しいものとする。また、“危険物の規制に関する政令”第4章第24条の基準に基づき貯蔵及び取扱いされた製品とする。
- b) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表1及び調達品目表2による。

3.2 性能等

性能等は、調達品目表による。

4 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 容器

容器は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、4 L入り角缶（市販品）とし、外面塗装は、商慣習とする。また、容器は、製品に影響を与える有害な欠点があってはならない。

5.2 外装

外装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5.3 容器・外装の表示

容器及び外装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、NDS Z 0001によるほか、及びによる。ただし、製造年月に替えて出荷検査年月を記載してもよい。その場合、製造年月と表示せず出荷検査年月と表示する。

なお、製品に記載する使用方法、取扱い及び保管上の注意事項などは、日本語表記とし、国内の“消防法”及び“労働安全衛生法”に該当する場合は、その旨を明記する。

品 名^{a)}
 物品番号
 内 容 量
 製造年月又は出荷検査年月 年 月^{b)}
 納入年月 年 月
 LOT No.
 製造者名又は納入者名^{c)}

品 名^{a)}
 物品番号
 数 量
 製造年月又は出荷検査年月 年 月^{b)}
 納入年月 年 月
 LOT No.
 製造者名又は納入者名^{c)}

注^{a)} 品名（製品の呼び方）を記入する。

注^{b)} 製造年月又は出荷検査年月を記入する。

例1 製造年月 2025年09月

注^{c)} 製造者名又は納入者名を記入する。

例2 納入者 ○○○○（株）

図1－容器の表示

注^{a)} 品名（製品の呼び方）を記入する。

注^{b)} 製造年月又は出荷検査年月を記入する。

例1 製造年月 2025年09月

注^{c)} 製造者名又は納入者名を記入する。

例2 納入者 ○○○○（株）

図2－外装の表示

6 その他の指示

6.1 納入書類

6.1.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表2による。

表2－添付書類

名称	数量	摘要
安全データシート（SDS）（日本語版）	各1	安全データシート（SDS）は、“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及びJIS Z 7253による。作成日又は改定日を明記した最新版とする。 なお、国内の“消防法”及び“労働安全衛生法”に該当する場合は、その旨を明記する。
試験成績書又は品質保証書		品質保証書は、製造者が発行し、製造した製品の品質を保証する旨を記載したもので、製造した製品の製品名、製造者名、規格、製造ロット、製造年月日又は出荷検査年月日などを記載する。また、当該書類が日本語表記以外の場合は、日本語版も併せて提出する。
APIサービス分類及びSAE粘度分類についての証明書		—

6.1.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表3による。

表3－提出書類

名称	数量	時期	提出先	摘要
安全データシート（ＳＤＳ） （日本語版）	各 1	納入時	陸上自衛隊 補給統制本部 需品部	安全データシート（ＳＤＳ）は，“特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律”及び J I S Z 7 2 5 3 による。作成日又は改定日を明記した最新版とする。
安全データシート（ＳＤＳ） （英語版）				なお，国内の“消防法”及び“労働安全衛生法”に該当する場合は，その旨を明記する。
試験成績書又は 品質保証書				品質保証書は，製造者が発行し，製造した製品の品質を保証する旨を記載したもので，製造した製品の製品名，製造者名，規格，製造ロット，製造年月日又は出荷検査年月日などを記載する。また，当該書類が日本語表記以外の場合は，日本語版も併せて提出する。

6.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，**G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1**の8.3による。

調達品目表 1

調 達 要 求 番 号		作 成 部 隊 等	補給統制本部 需品部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作 成 年 月 日	令和 7 年 8 月 5 日
仕 様 書 番 号	G Q - K 0 0 0 0 3 2 N		

1 調達品目

品 名	カタログ製品名 ^{a)}	
ガソリンエンジン 油, SN級以上, 0W-20	ガルフアジアパシフィックリミテッド パートナーモーターオイル 0W-20 SP/GF-6A GAP	
	GSカルテックスコーポレーション パートナーモーターオイル 0W-20 SP/GF-6A GS	
	新日本油脂工業(株) キューミック グレードー1 SP/RC GF-6A 0W-20	
	ENEOS(株) ENEOS X 0W-20	
	中京化成工業(株) スペシャルゴールドンペリコSP GF-6 0W-20	
	又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)	

注 ^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) **API サービス分類** API サービス分類は、SN級以上とする。

b) **SAE 粘度分類** SAE 粘度分類は、0W-20とする。

c) 内容量は、15℃において4 Lとする。

d) 納入単位は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、個(EA)とする。

調達品目表 2

調達要求番号		作成部隊等	補給統制本部 需品部
調達要求年月日	令和 年 月 日	作成年月日	令和 7年 8月 5日
仕様書番号	GQ-K000032N		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
ガソリンエンジン 油, SN級以上, 5W-30	ガルフアジアパシフィックリミテッド パートナーモーターオイル 5W-30 SP/GF-6A GAP GSカルテックスコーポレーション パートナーモーターオイル 5W-30 SP/GF-6A GS 新日本油脂工業(株) キューミック グレードー1 SP/CF/RC GF-6A 5W-30 ENEOS(株) ENEOS X 5W-30 中京化成工業(株) スペシャルゴールデンペリコSP 5W-30 SP/CF/GF-6A 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)

注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

2 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- a) **APIサービス分類** APIサービス分類は、SN級以上とする。
- b) **SAE粘度分類** SAE粘度分類は、5W-30とする。
- c) 内容量は、15℃において4Lとする。
- d) 納入単位は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、個(EA)とする。